

ID: 142

担当部署: 生活文化スポーツ部 文化振興課

処分の概要	承認事項の変更の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市コール田無条例施行規則 第6条第1項		
例 規 番 号	平成13年規則第116号		
【根拠条文】 (利用の変更等) 第6条 利用者は、第2条第1項の規定により承認を受けた施設等の利用の変更(以下「利用の変更」という。)をするとき、又は当該施設等の利用を取り消すときは、市長に申請し、その承認を受けなければならない。 2 前項の利用の変更とは、利用しようとする施設等、利用しようとする日、利用時間の区分又は利用内容の変更をいう。ただし、利用しようとする日の変更の申請は1回限りとする。 3 第1項の申請は、施設の利用しようとする日の前日(施設の利用時間の延長若しくは繰上げの申請又は備付け器具の利用の変更の申請については、利用しようとする日)までとする。 4 市長は、第1項の規定による申請を適当と認めたときは、その旨を利用者に対し通知する。 5 利用者は、利用の変更が承認された後、既納の使用料より使用料が多いときは、その差額を納付しなければならない。 6 利用者は、利用の変更が承認された後、既納の使用料より使用料が少ないときは、第8条の規定による使用料の還付を受けるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日